

審査基準

令和4年2月21日作成

法令名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根拠条項：第3条の2
処分の概要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法令の定め： 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の書換え）
審査基準：
標準処理期間：2日
申請先：警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係（058）271-2424
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係（058）271-2424
備考：